

令和5年度 障がい者差別に関するアンケート調査結果について

(1)目的

改正障害者差別解消法(令和3年6月4日公布、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から)施行を前に、本市における障がい者差別の状況及び障がい者差別、障がい者虐待の相談窓口の認知度を把握するため、アンケートを実施した。

(2)実施期間

令和5年11月27日(月)～令和6年2月29日(木)

(3)対象者

那覇市民(市外住民の回答可)

(4)実施方法

インターネット(Logo フォーム)による

※アンケート実施に関し、「アンケートにご協力ください(QR コード入り)」チラシを①障がい福祉課窓口、②那覇市公式ホームページ、③市民のとも12月号、④市内障害福祉サービス事業所へのメール・FAX 等にて広報した。

(5)アンケート項目

基本事項 3問

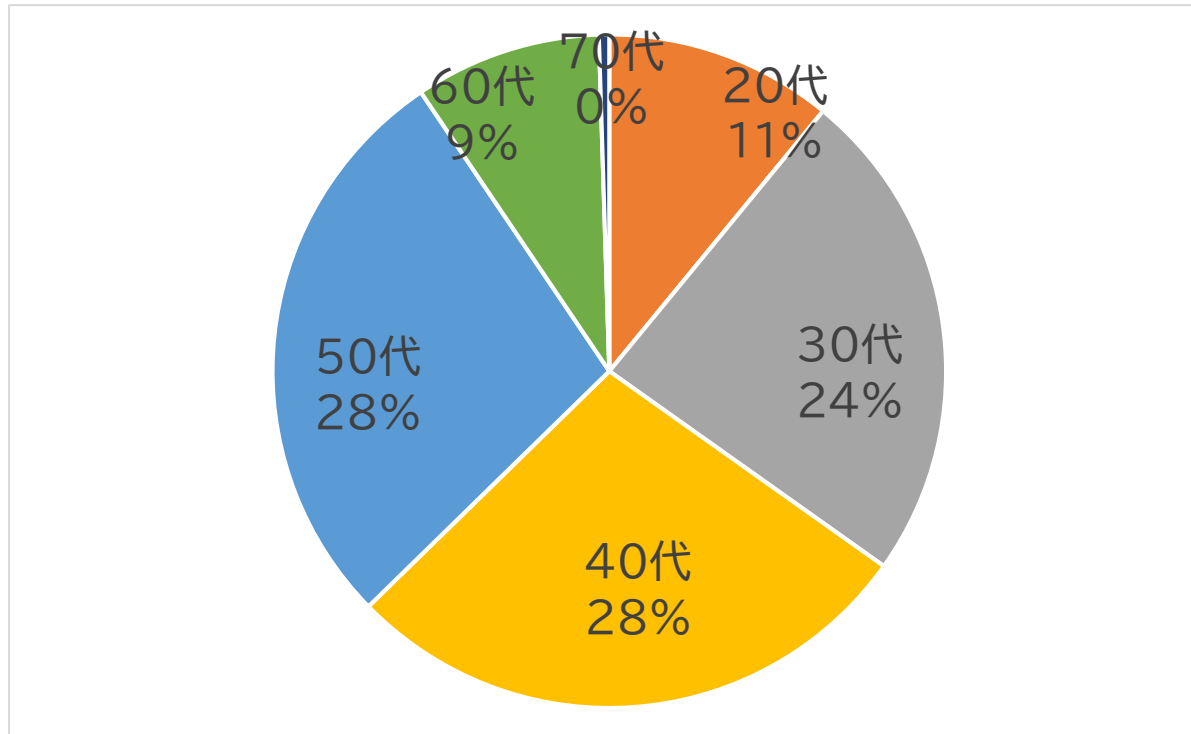
質問事項 15問(うち4問は障がいがある方のみ)

(6)結果

全回答数 201件

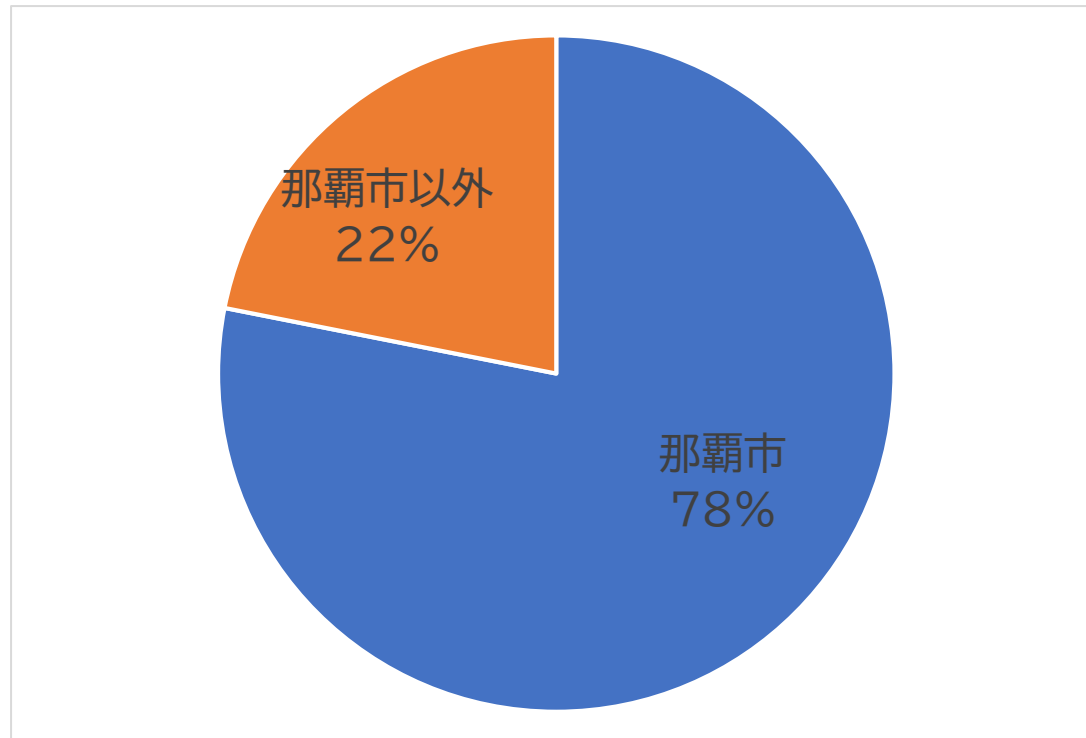
(1) あなたのことについて教えてください。

①年代



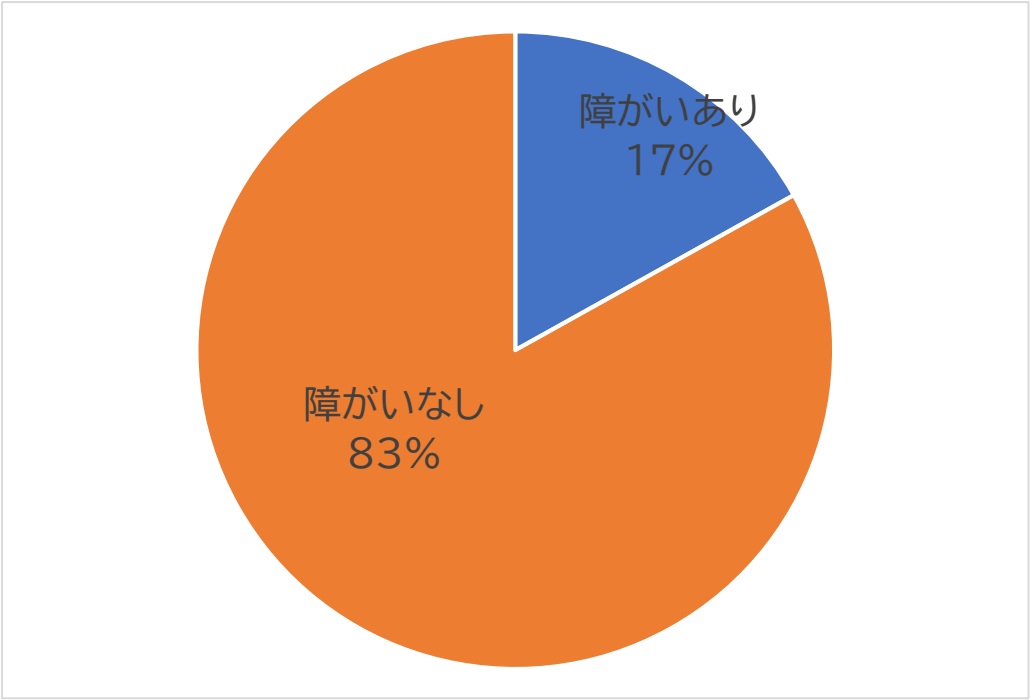
	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
全回答	0	22	48	56	56	18	1	201
うち那覇市民	0	14	41	43	44	14	1	157

②住んでいるところ



	那覇市	那覇市以外	計
全回答	157	44	201

③障がいの有無

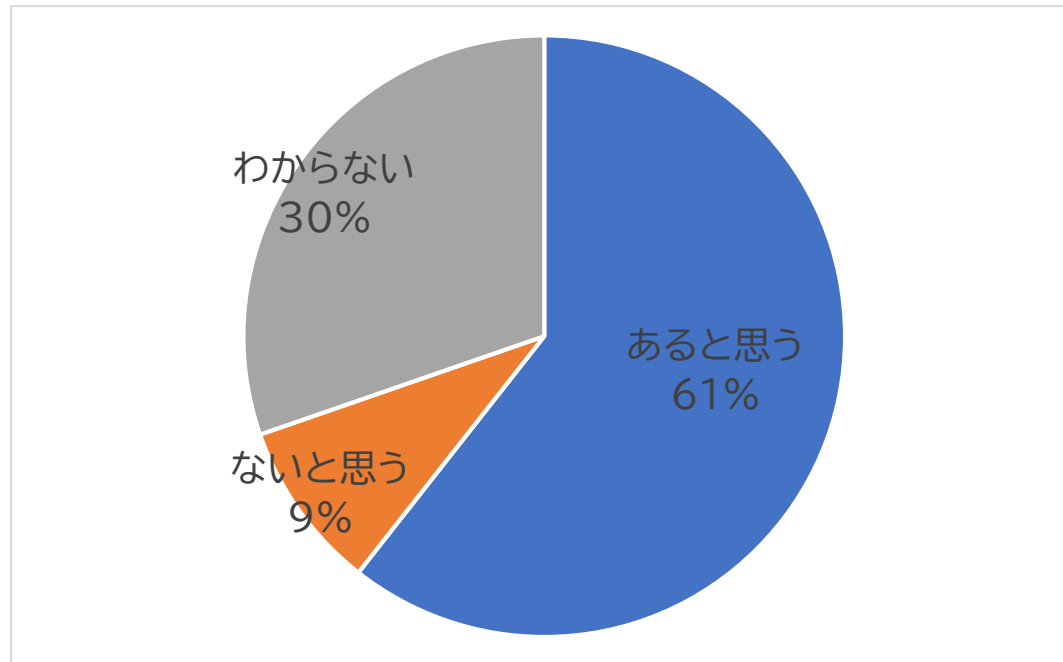


	あり	なし	計
全回答	34	167	201
うち那覇市民	33	124	157

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他心身の機能障がい
全回答	13	4	18	8	1
うち那覇市民	12	4	18	8	1

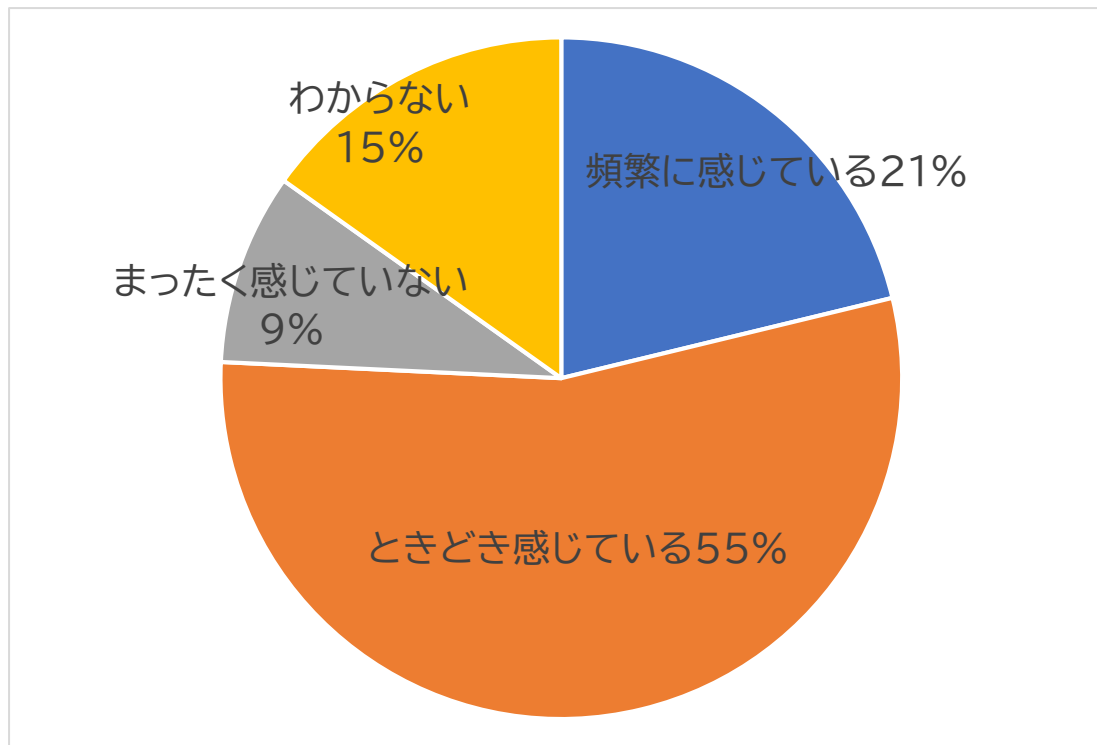
(2) (1)で障がいがある方へ

① あなたがお住まいの地域は、障がいのある方に対する差別や偏見があると思いますか。



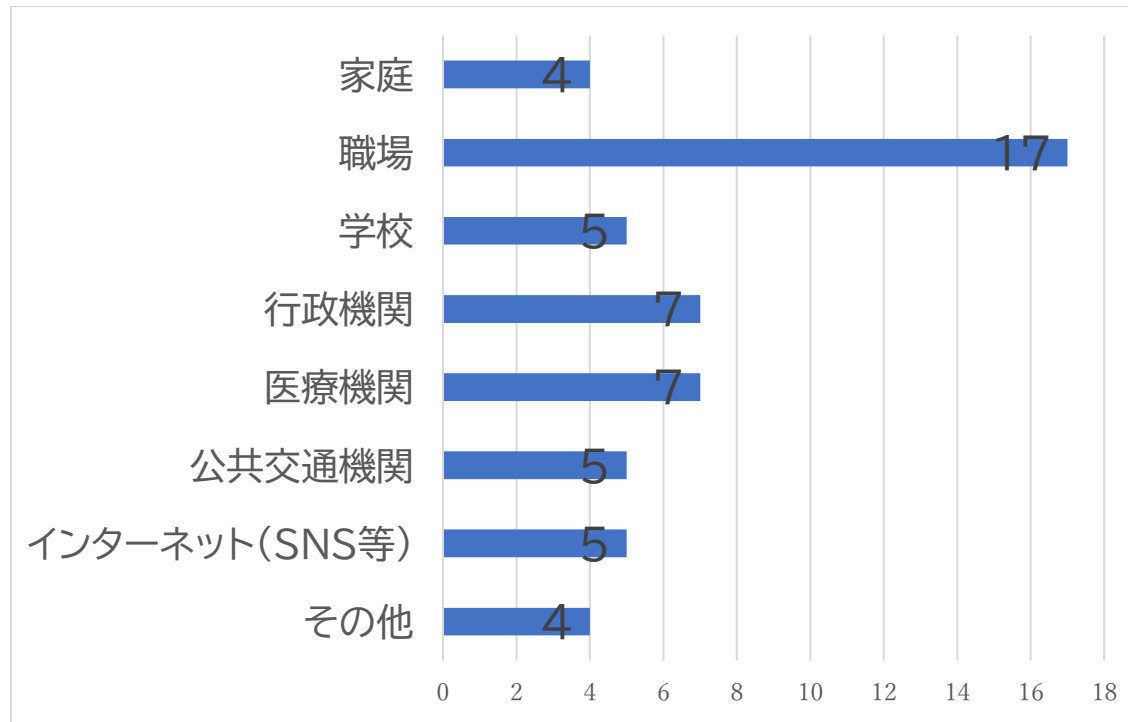
	あると思う	ないと思う	わからない	計
全回答	21	3	10	34
うち那覇市民	20	3	10	33

② これまで日常生活において、障がいを理由に差別や偏見を受けたと感じたことがありますか。



	頻繁に感じている	ときどき感じている	まったく感じていない	わからない	計
全回答	8	18	3	5	34
うち那覇市民	7	18	3	5	33

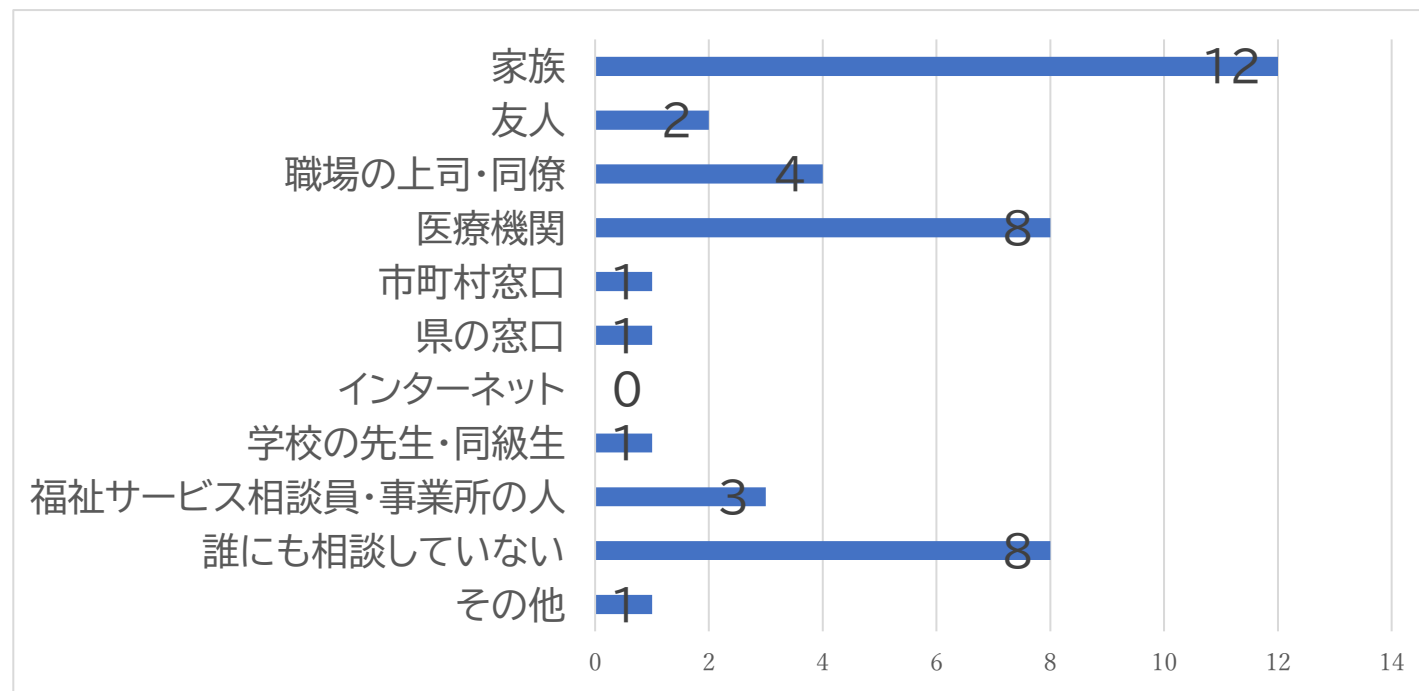
③ 差別や偏見を感じた場所はどちらですか(複数選択可)。



	家庭	職場	学校	行政機関	医療機関	公共交通機関	インターネット (SNS等)	その他
全回答	4	17	5	7	7	5	5	4
うち 那覇市民	4	17	5	7	7	5	5	3

その他) 美容のエステサロン、ヨガスタジオ、スポーツ施設、娯楽施設、飲食店、コンビニ、スーパー、トイレ

④ 差別や偏見を受けたことについて、誰に相談しましたか。

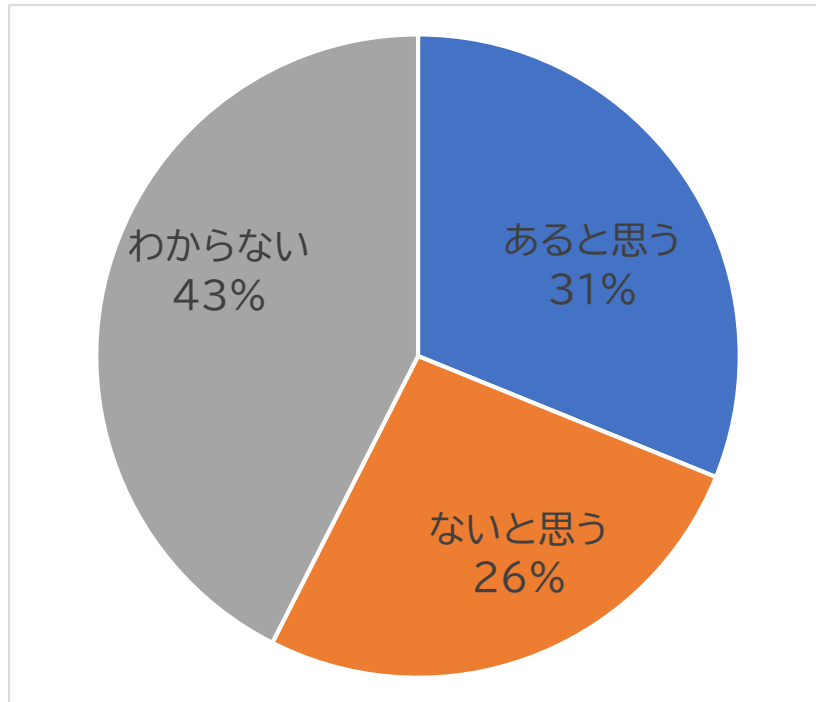


	家族	友人	職場の 上司・ 同僚	医療 機関	市町村 窓口	県の 窓口	インター ネット	学校の 先生 ・同級生	福祉サ ービス相 談員 ・事業所 の人	誰にも 相談して いない	その他
全回答	12	2	4	8	1	1	0	1	3	8	1
うち 那覇市民	11	2	4	8	1	1	0	1	3	8	1

その他) 相談しても軽くみられる、相談してもたらいまわしにあう

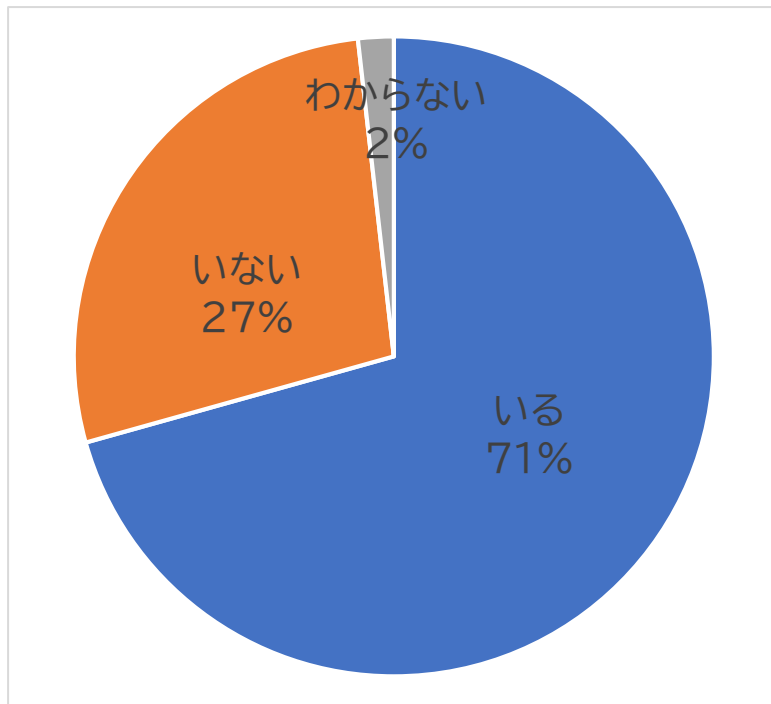
(3) (1)で障がいが「なし」と答えた方へ

① あなたがお住まいの地域は、障がいのある方に対する差別や偏見があると思いますか。



	あると思う	ないと思う	わからない	計
全回答	52	44	71	167
うち那覇市民	41	34	49	124

② あなたの身近(親族、近隣、学校、職場など)には障がいのある方がいますか。

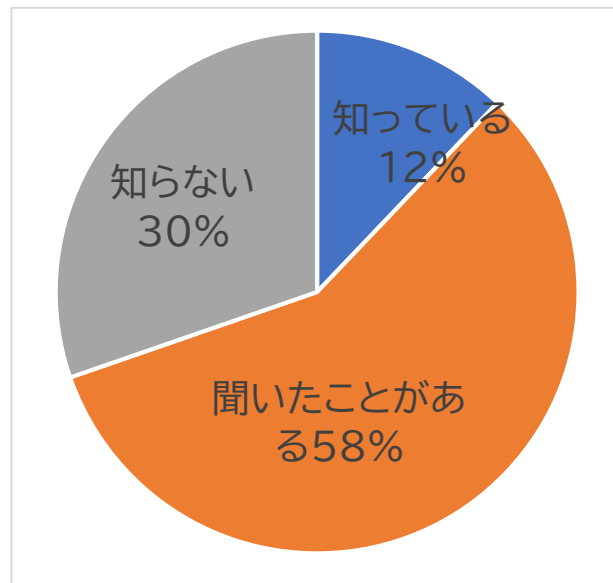


	いる	いない	わからない		計
全回答	118	46	3		167
うち那覇市民	91	31	2		124

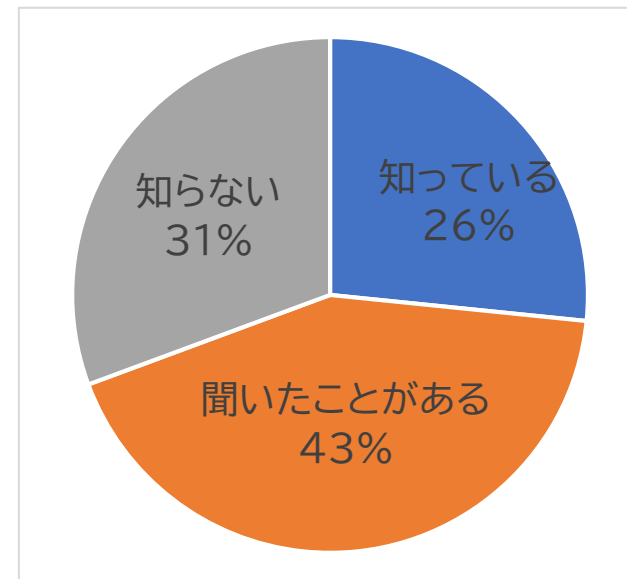
(4) 沖縄県は、平成 26 年 4 月に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成 26 年 4 月)」を施行しましたが、あなたはこの条例を知っていますか。

	知っている	聞いたことがある	知らない	計
全回答	46	91	64	201
うち那覇市民/障害あり	4	19	10	33
/障害なし	33	53	38	124

障がいがある方(那覇市民)



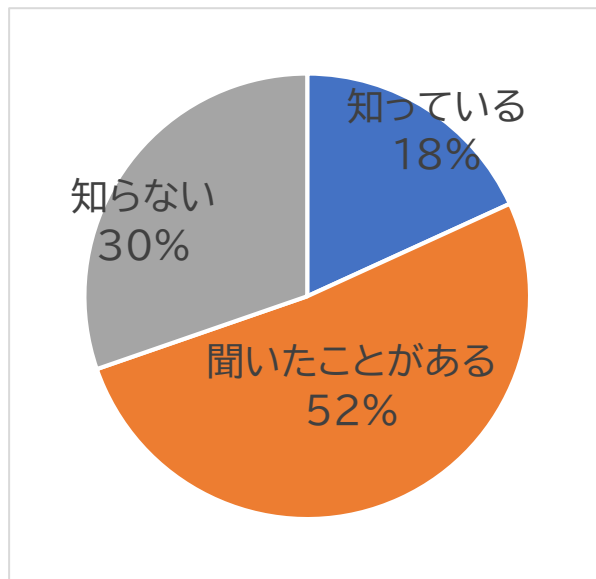
障がいがない方(那覇市民)



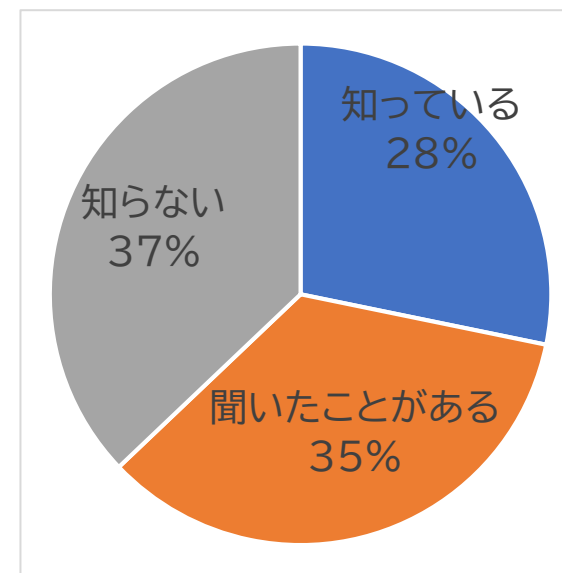
(5) 国は、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を施行しましたが、あなたはこの法律を知っていますか？

	知っている	聞いたことがある	知らない	計
全回答	53	76	72	201
うち那覇市民/障害あり	6	17	10	33
/障害なし	35	43	46	124

障がいがある方(那覇市民)



障がいがない方(那覇市民)



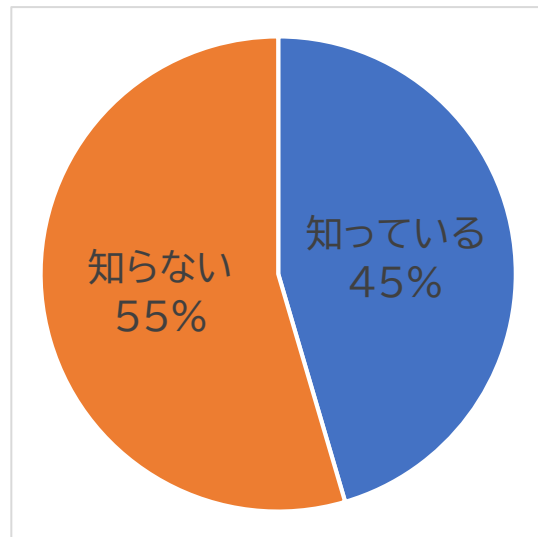
※障害者差別解消法の目的とは？※

我が国では、障がいのある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

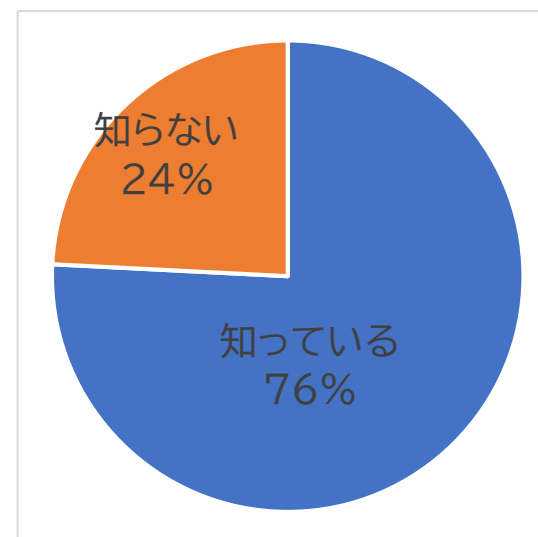
(6) あなたは、どのようなことが障がい者に対する不当な差別にあたるか知っていますか。

	知っている	知らない	計
全回答	141	60	201
うち那覇市民/障害あり	15	18	33
/障害なし	94	30	124

障がいがある方(那覇市民)



障がいがない方(那覇市民)



※障がいのある方に対する不当な差別とは？※

障がいのある方に対して、正当な理由がなく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどです。

例)障がいを理由に、窓口での対応を拒否したり、順序を後回しにする。

例)筆談によるコミュニケーションができるにも関わらず、契約手続きができないとして、売買等の契約を拒否する。

例)障がいのある方に対し、何の説明もなしに受験や入学を拒否する。 など

※もっと知りたいという方は、「障害者差別解消に関する事例データベース(内閣府)」をご覧ください。

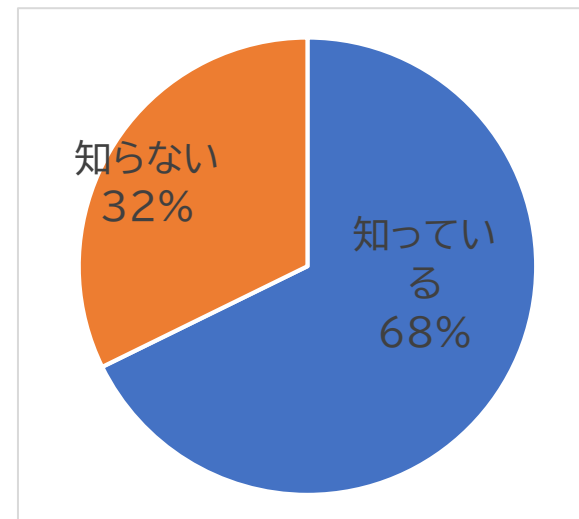
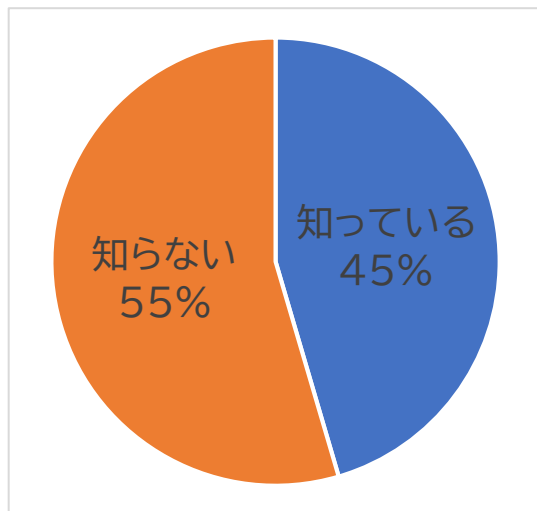
<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

(7) あなたは、「合理的配慮の提供」という考え方について知っていますか。

	知っている	知らない	計
全回答	128	73	201
うち那覇市民/障害あり	15	18	33
/障害なし	84	40	124

障がいがある方(那覇市民)

障がいがない方(那覇市民)



※合理的配慮の提供とは？※

行政機関や事業者、障がいのある方から、社会の中にあるバリア(障壁)を取りのぞくために何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で、合理的な対応をとることです。合理的な対応をとるために、障がいのある方と行政機関、事業者等が話し合い、ともに対応策を検討します。

例)レストランなどで、店内のテーブルやいすの配置を変更し、通路を広くするなど、過度な負担にならない範囲で、車いすを利用している人でも入店できるようにする。

例)研修会などで、障がいのある人の障がいの特性に応じて、座席を決める。

例)障がいのある人の特性に応じて、ゆっくりはっきり話したり、コミュニケーションボードなどを用いたりして意思疎通をはかる。 など

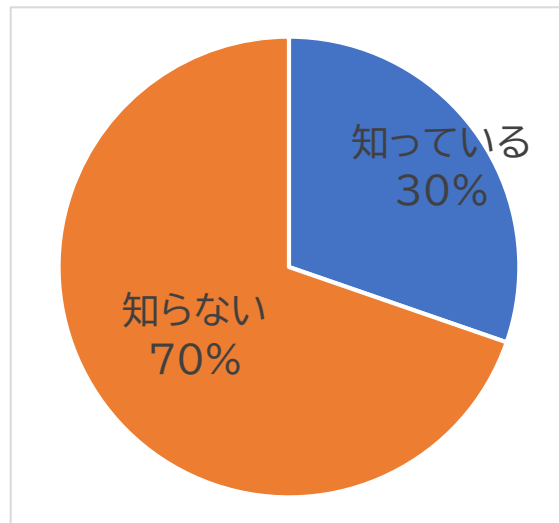
※もっと知りたいという方は、「障害者差別解消に関する事例データベース(内閣府)」をご覧ください。

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

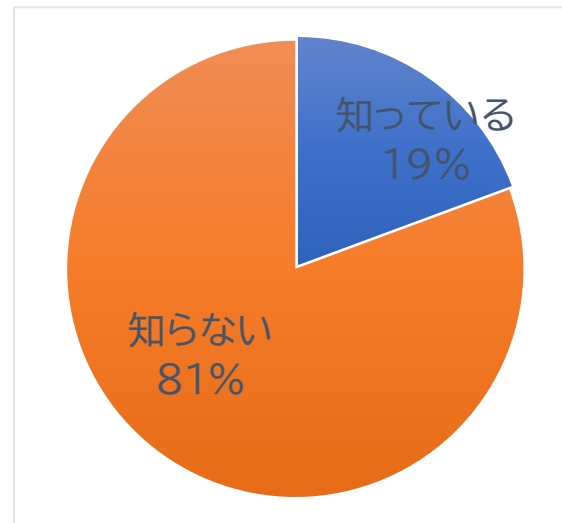
(8) あなたは、障害者差別解消法が改正され、来年4月より施行されることを知っていますか。

	知っている	知らない	計
全回答	43	158	201
うち那覇市民/障害あり	10	23	33
/障害なし	24	100	124

障がいがある方(那覇市民)



障がいがない方(那覇市民)



※改正による変更点※

不当な差別的取り扱いの禁止

行政機関:義務

事業者:義務

合理的配慮の提供

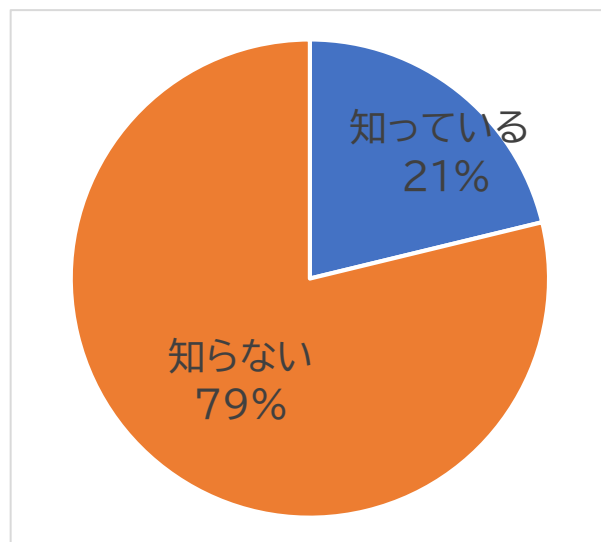
行政機関:義務

事業者:努力義務⇒義務へ

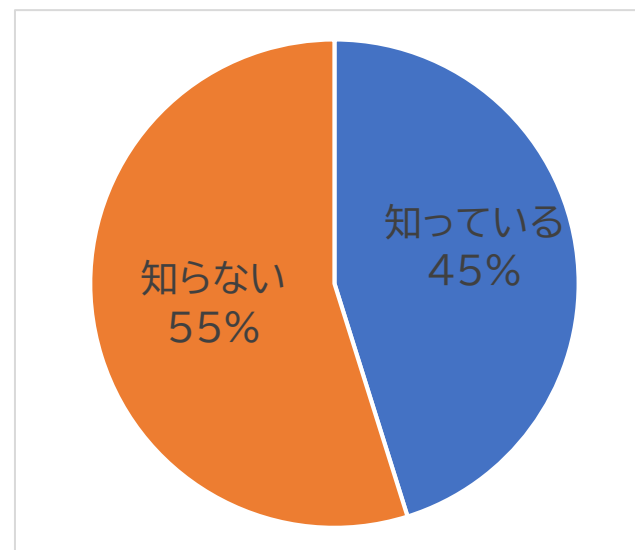
(9) 那覇市障がい福祉課では、障がいがあることを理由とした差別に関する相談を受け付けています。あなたはそのことを知っていましたか。

	知っている	知らない	計
全回答	79	122	201
うち那覇市民/障害あり	7	26	33
障害なし	56	68	124

障がいがある方(那覇市民)



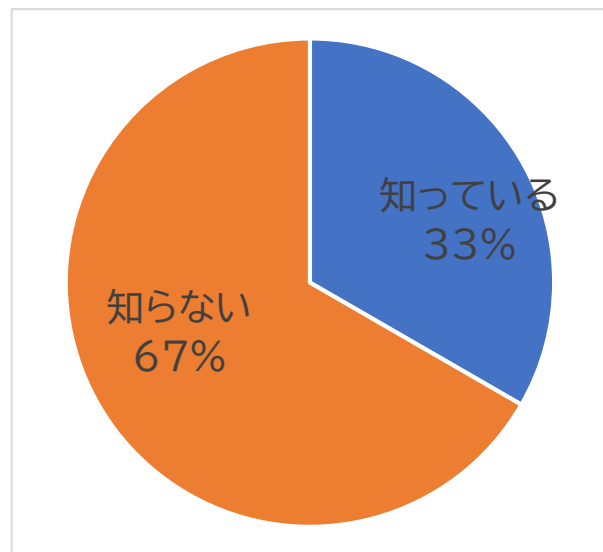
障がいがない方(那覇市民)



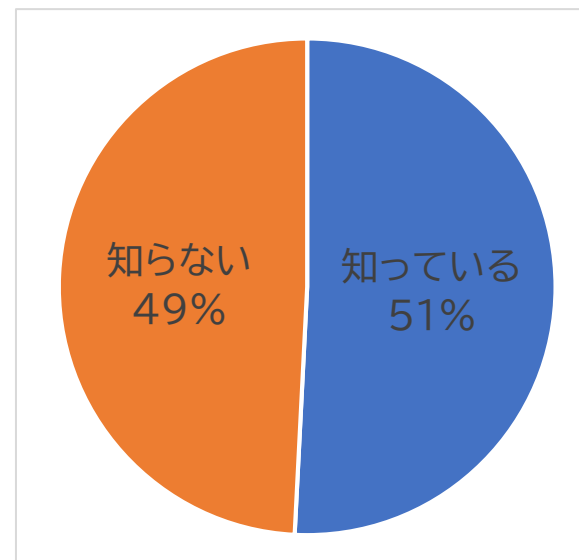
(10) 那覇市障がい福祉課(那覇市障がい者虐待防止センター)では、障がい者に対する虐待に関する相談や通報を受け付けています。あなたはそのことを知っていましたか。

	知っている	知らない	計
全回答	94	107	201
うち那覇市民/障害あり	11	22	33
/障害なし	63	61	124

障がいがある方(那覇市民)



障がいがない方(那覇市民)



(11) あなたは、どのような取り組みに参加したいですか。または、どのような取り組みが必要だと思いませんか(複数選択可)。

	障がいのある方や有識者による講演会	障がいのある方とない方の交流会	障がいのある方もない方も参加できるスポーツ大会	障がいに関することが学べる教室や研修会	SNS、ホームページ、広報誌などによる情報発信	パンフレットの配布	その他
全回答	58	65	59	105	112	46	14

その他) ※回答の公表につきましては事前承諾を得ていないため、みなさまからいただいたご意見を一部編集しご紹介しております。

- ・学校教員や福祉に関わる職員に対し、障がいの知識向上を目的とする研修の実施。
- ・障がいのある方への具体的な対応方法等の講座、研修会。
- ・未就学児からの教育。
- ・障がいの有無にかかわらず、子供たちが同じ環境で学んだり、過ごしたりできる環境づくり。
- ・合理的な配慮に関する専門家のアドバイスを受けられる場。
- ・所属機関での障がい者の雇用推進に関すること(インターンも含む)。
- ・重度構音障がい等、しゃべれない人からの相談や問合せを E メールで受け付ける仕組みづくり。
- ・楽しみながら参加できるダンスや歌などのイベント。
- ・共生社会の実現に向けた活動への参加。 など

(12) その他、ご意見、ご感想などございましたら、ご自由にご記入ください。

※回答の公表につきましては事前承諾を得ていないため、みなさまからいただいたご意見を一部編集しご紹介しております。

- ・ 行政職員、学校教員、福祉従事者等の知識の向上を目的とした研修会等を開催してほしい。
- ・ 障がいの理解を深めるため、メディアを通じた啓発活動等の取り組みが必要と思う。
- ・ 障がい者の意見を政策や制度に積極的に取り入れた方が良い。
- ・ 役所もバリアフリーにはなっているが、車いすを利用する方のトイレが遠かったり、執務室内の移動に制限があるように感じる。
- ・ 手話が学校教育の必須科目になると良い。
- ・ 「障害者」という呼び方にとっても違和感を感じる。
- ・ 障害者の視点に立って行動する社会じゃなくなってきたので法律ができたと思う。親が子供に諭したり、学校で車イス体験をするなどの教育が基本になると思う。
- ・ 無自覚に差別的行動・言動をしているかもしれないので、障がいのある方が、どのようなことを差別と感じるのか、事例紹介してほしい。
- ・ 発達障害に関する情報が少ないので、情報提供してほしい。
- ・ SNS等を活用する等、障がいに関する情報が自然に入るような仕組みがあると良い。
- ・ 片手しか使えないため、電話でのメモが取りにくい。マイク付きイヤホンが接続できる電話機が職場にあると良い。
- ・ 障害福祉サービスの利用者に対し、能力的に劣っているという前提での接し方が多い。誰にでも自尊心はある。
- ・ 障害者雇用率の制度は普及したが、合理的配慮については浸透しておらず、支援者間でも理解が不十分と感じている。
- ・ 目に見えない精神の障がいは理解されにくいので、VRなどでこんな風を感じてるのだと体験してもらう機会があると良い。
- ・ 障がい者手帳でバスやモノレールが半額になるのがありがたい。働けないので、もっと割引率を上げてもらえる良い。
- ・ スポーツ大会で障がいのある方、ない方でも子どもから大人まで参加できるイベントがあると良い。
- ・ 車両の改造費補助はあるがボイスレコーダー設置費補助がないため検討してほしい。事故時対応出来ない。車両、医療各保険会社もメール対応なし電話のみ、Eメール対応完全義務化して欲しい。
- ・ 障がい者にならないと当事者の状況は分からないかもしれませんが、障害者週間を機会に市民県民に広く福祉について関心を持っていただくよう取り組んでほしい。 など